

生成AI知財プリンシプル・コード：透明性が拓くイノベーションと知財保護の両立

急速なAI普及に伴う権利侵害懸念に対応するため、日本政府が策定したソフトロー（法的拘束力のない規範）。「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、しない理由を説明するか）」の手法を用い、技術革新を阻害せずに、学習データの透明性を高めることを目指しています。

実装すべき「3つの主要原則」

原則1：事前の概要開示
学習データの種類や知財保護措置の概要を、ウェブサイト等で公表する。

原則2：権利者照会への対応
訴訟準備等を行う権利者に対し、特定データの学習有無を回答する。

原則3：利用者照会への対応
生成物を作成した利用者が、自ら適活性を確認するための照会に応じる。

制度の基本性格と対象

イノベーション

知財保護



ソフトローによる柔軟な規律
罰則を伴う義務化を避け、AI技術の激しい変化に機動的に対応する。



国外事業者も適用の射程に
日本語表示や日本市場を対象とする海外のAI事業者も対象に含まれる。

ステークホルダー関の評価の対立軸

今後の課題を提示する

ステークホルダー	主な評価・賛成点	主な懸念・批判点
 権利者・クリエイター	侵害把握の「入口」ができた	罰則がなく実効性が不透明
 AI開発者・経済団体	柔軟な枠組みで活力を維持	開示・照会対応のコスト過重
 専門家・政府	紛争解決の導線を確保	海外勢への適用や証拠能力の限界